

原価計算規程(個別・標準)

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、経理規程第〇〇条の規定に基づき原価計算の実施に関する一般的基準について定める。

第2条 (原価計算の目的)

原価計算の目的は以下のとおりとする。

- (1) 財務諸表作成に必要な原価を提供する。
- (2) 原価管理に必要な原価資料を提供する。
- (3) 価格計算に必要な原価資料を提供する。
- (4) 予算編成及び予算統制のために必要な原価資料を提供する。
- (5) 基本計画策定に必要な原価資料を提供する。

第3条 (原価の定義)

この規程にいう原価とは、製品の生産及び販売のために消費される経済価値のことをいう。

第4条 (原価の区分)

原価は財務会計上、損益対応関係に基づいて、以下のとおりとする。

- (1) 製造原価
- (2) 販売費及び一般管理費

2 製造原価とは、製品の生産に関して消費される価値のことをいい、販売費及び一般管理費とは、製品の販売及び事業全体の管理に関して消費される価値のことをいう。

第5条 (原価の種類)

原価の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 標準原価は、原価の標準消費量および標準消費価格につき計算するものとする。
- (2) 実績原価は、原価の実際消費量および標準消費価格につき計算するものとする。
- (3) 実際原価は、原価の実際消費量および実際消費価格につき計算するものとする。

第6条 (原価計算の方法)

原価計算の方法は原則として個別原価計算とする。

第7条 (原価計算の手続き)

原価計算の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 原価計算は、原価を費目別、部門別および製品別に計算するものとする。
- (2) 原価計算は、原価の消費量および消費価格の実際につき計算しなければならない。
ただし、本規程の定めるところにより原価は標準額をもって計算することができる。

(3) 前項ただし書の場合、期末および中間期末において生じる実際額との差額は本規程第7章第○条 原価差異の会計処理により処理する。

第8条 (原価計算の期間)

原価計算の期間は、毎月1日からその月の末日までとする。

第9条 (原価計算責任者)

原価計算責任者は、経理部長とする。

第10条 (原価計算データの取扱い)

原価計算責任者は、原価計算データを取り扱うものに、あらかじめ原価計算データの閲覧及び作成・編集・加工の権限を与え、適切に管理する。

2 各部署の長は、原価計算データを取り扱うものを、あらかじめ選任し、原価計算責任者の承認を得る。

第11条 (財務会計との関連性)

原価計算は、財務会計と有機的結合を保たなければならない。

第12条 (原則)

この規程に定めなき事項は、原価計算基準に従うものとする。

第13条 (実施細則、マニュアル)

原価計算責任者は、この規程の運用にあたり細目が必要な事項について実施細則、マニュアルを設けることができる。

第14条 (解釈上の疑義)

この規程の解釈について疑義を生じた場合、原価計算責任者は関係部署の長と協議のうえ、これを決定する。

第15条 (改廃)

この規程は、取締役会の決議により、改廃する。

第2章 費目別計算

第16条 (費目別計算)

費目別計算とは、一定期間における原価要素を費目別に分類測定する手続をいう。

第17条 (原価要素の分類)

製造原価要素は、別に定める勘定科目一覧表に従い、原価の発生形態別に、材料費、労務費、設備費、外注加工費、経費に属する各費目に分類する。

第18条 (材料費の分類)

材料費とは、製品の生産に関して消費される物品の価値をいい、以下のとおりとする。

(1) 直接材料費

直接材料費とは、製品の生産に関して直接的に消費され、その製品の主たる実体を構成する物品の原価のことをいう。ただし、金額的に重要でないものについては、

間接材料費として扱うこともできるものとする。

- ① 主要材料費
- ② 買入部品費

(2) 間接材料費

間接材料費とは、製品の生産に関して消費されるが、その製品の主たる実体を構成しない物品の原価のことをいう。なお、間接材料費は、間接経費として扱うことができるものとする。

- ① 補助材料費
- ② 工場消耗品費
- ③ 消耗工具器具備品費

第19条 (材料費の購入原価)

材料の購入原価の計算は、以下のとおりとする。

- (1) 材料の購入原価は、材料の購入代価に購入手数料、引取り運賃、荷役料、運送保険料、関税等の付帯費用（以下直接付加費用という）を加算したものとする。ただし、軽微な引取り費用または、材料購入原価に加算することが困難な費用は、これを間接経費として処理することができる。
- (2) 数種の材料に共通して発生した直接付加費用であって、それぞれの材料に適正に配賦することが困難であるもの、または、著しく手数を要するものについては、購入代価の比により按分し、購入代価に加算することができる。ただし、購入代価の少額なものについては、配賦しないことができる。
- (3) 材料購入に際し値引き、割戻しを受けた時は、これを材料購入原価より控除する。ただし、当該材料消費後判明した時は、同種材料の購入原価より、同種材料のない時は、材料購入原価差異より控除する。なお、少額の場合は営業外費用として処理することができる。

第20条 (材料費の計算)

材料費は実際の消費量にその消費価格を乗じて計算する。ただし、実際の消費量にかえて標準の消費量をもとに計算することができるものとする。

- (1) 材料の消費量は、原則として、継続記録法により計算する。ただし、重要性の低い材料については、棚卸計算法によることができる。
- (2) 材料の消費価格は、原則として購入予定価格を用いる。

第21条 (材料の購入、受入、払出)

材料の購入、受入、払出の手続は、別に定める購買管理規程および、生産管理規程の定めにより行うものとする。

第22条 (労務費の分類)

労務費とは、製品の生産に関して消費される労働給付の価値をいい、以下のとおりとする。

- (1) 直接労務費

直接労務費とは、直接製品の生産を行う直接作業員に対して支払う賃金・給与、時間外手当、雑給及びその他手当等のことをいう。ただし、直接作業員が一時的に間接作業を行う場合、作業時間の比により按分し、間接労務費とすることができるものとする。なお、間接労務費は、間接経費として扱うことができるものとする。

- ① 賃金
- ② 給与
- ③ 時間外手当
- ④ 通勤手当
- ⑤ 法定福利費
- ⑥ 賞与
- ⑦ 退職給付費用
- ⑧ ****

(2) 間接労務費

間接労務費とは、直接製品の生産を行わない間接作業員に対して支払う賃金・給与、時間外手当、雑給及びその他手当等のことをいう。

第23条 (労務費の計算)

当該原価計算期間の負担に属する労務費の消費額は、当月総支給額に当月未払額を加算し、前月末未払額を減算して計算する。なお、支給額については、別に定める就業規則および給与計算規程によるものとする。

2. 賞与および退職給付費用等、その発生が2原価計算期間以上にわたるものについては、各原価計算期間に配分する。

第24条 (設備費の分類)

設備費とは、直接製品の生産に関して消費される設備の価値をいい、以下のとおりとする。なお、直接製品の生産に関わらない設備の費用については、間接経費として扱う。

- ① 減価償却費
- ② リース料
- ③ 修繕費
- ④ 水道光熱費

第25条 (設備費の計算)

設備費は、当該原価計算期間の発生額をもって計算する。

第26条 (外注加工費の分類)

外注加工費とは、直接製品の生産に関して取引先に当社から図面等を提供し製作した物品を消費した価値をいう。

第27条 (外注加工費の計算)

外注加工費は、当該原価計算期間の発生額をもって計算する。

第28条（外注加工費の計算）

外注加工費は、当該原価計算期間の発生額をもって計算する。

第29条（経費の分類）

経費とは、製品の生産に関して消費される価値であって材料費、労務費、設備費、外注加工費を除いたものをいい、以下のとおりにする。

（1）直接経費

直接経費とは、原価の発生が直接製品に把握できる経費のことをいう。ただし、金額的に重要でないものについては、間接経費として扱うこともできるものとする。

- ① 出張旅費
- ② 特許権使用料
- ③ ****

（2）間接経費

間接経費とは、原価の発生が直接製品に把握できない経費のことをいう。

第30条（経費の計算）

経費は、当該原価計算期間の発生額をもって計算する。

第3章 部門別計算

第31条（部門別計算）

部門別計算とは、費目別計算において把握した原価要素を原価部門別に分類集計する手続きのことをいう。

第32条（原価部門の設定）

原価部門とは、原価の発生を機能別、責任区分別に管理するとともに、製品原価の計算を正確にするために、原価要素を分類集計する計算組織上の区分をいい、以下のとおりとする。

（1）製造部門

製造部門とは、直接製造作業の行なわれる部門のことをいい、製品の種類別、製品生成の段階、製造活動の種類別等にしながらって、これを各種の部門または工程に区分する。なお、製造部門には、副産物の加工、包装品の製造等を行なう部門についても含めることとする。

製造部門は、機械設備の種類、作業区分等にしながらい各小工程または各作業単位に細分化することができることとする。

（2）補助部門

補助部門とは、製造部門に対して補助的關係にある部門のことをいい、以下のとおりとする。

- ① 製造補助部門

製造補助部門とは、製品の生産に直接関わらないで、製品または製造部門に役務を提供する部門のことをいう。

② 工場管理部門

工場管理部門とは、工場全体の管理業務を行う部門のことをいう。

第33条（部門個別費と部門共通費）

原価要素を原価部門に分類集計するに当たり、当該部門において発生したことが直接的に認識できるか否かによって、以下のとおりとする。

（1）部門個別費

部門個別費とは、その発生額を直接当該部門に集計できる費用のことをいう。

（2）部門共通費

部門共通費とは、その発生額を直接当該部門に集計できない費用のことをいう。

第34条（部門共通費の配賦）

部門共通費は、原価要素別にまたはその性質に基づいて分類された原価要素群別に、もしくは一括して、適切な配賦基準によって関係各部門に配賦する。

第35条（補助部門費の配賦）

補助部門費は、直接配賦法、階梯式配賦法、相互配賦等にしたがい適切な配賦基準によって関係各製造部門に配賦する。なお、補助部門と製品との関係が認められる場合、製造部門に配賦せず直接製品に配賦することができるものとする。

第4章 製品別計算

第36条（製品別計算）

製品別計算とは、原価要素を一定の製品単位に集計し、単位製品の製造原価を算定する手続きのことをいう。

第37条（製品別計算の原価構成）

製品別計算の原価構成は、以下のとおりとする。

（1）直接費とは、原価の発生が直接製品に認識できる費用のことをいう。

- ① 直接材料費
- ② 直接労務費
- ③ 設備費
- ④ 外注加工費
- ⑤ 直接経費

（2）間接費とは、原価の発生が直接製品に認識できない費用のことをいい、費用の発生場所にまたはその性質に基づいて間接材料費、間接労務費、間接経費を以下のとおりとする。

- ① 部門製造間接費

部門製造間接費とは、部門で共通的に発生した間接費のことをいう。

② 工場製造間接費

工場製造間接費とは、工場で共通的に発生した間接費のことをいう。

③ 全社製造間接費

全社製造間接費とは、全社で共通的に発生した間接費のことをいう。

第38条（製品別計算の集計単位）

製品別計算の集計単位は、製造指図書とし、以下について個別に発行する。

- （1）製品および半製品の製作
- （2）工事、据付
- （3）クレーム対応
- （4）自社用の建物、機械、工具等の製作
- （5）試験研究
- （6）試作品の製作
- （7）仕損品の補修、代品の製作

第39条（標準原価の定義）

本規程における標準原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する過去1年にわたる実際原価を基礎とし、これに将来の趨勢を加味し、期初において実現可能な原価のことをいう。

第40条（標準原価の設定・改訂）

標準原価の設定は、原則として、毎会計年度開始時点および、中間会計年度開始時点におこなう。

2. 標準原価の改訂は、機械設備、生産方式等生産の基本条件ならびに材料価格、賃率等に重大な変化が生じた場合には、これを迅速に行う。

第41条（標準原価の算定）

標準原価は、製品別に直接材料費、労務費、設備費、外注加工費および製造間接費に分類し算定する。

（1）直接材料費の算定

- ① 直接材料費は、直接材料の種類ごとに、製品単位当たりの標準消費量と標準価格とを定め、両者を乗じて算定する。
- ② 標準消費量については、製品の生産に必要な各種素材、部品等の種類、品質、加工の方法および順序等を定め、科学的、統計的調査により製品単位当たりの各種材料の標準消費量を定める。標準消費量は、通常生ずると認められる程度の減損、仕損等の消費余裕を含む。
- ③ 標準価格は、手持材料の実際価格、注文材料の契約価格を基礎とし、将来における価格変動の予想を考慮して算定する。

（2）直接労務費の算定

- ① 直接労務費は、直接作業の区分ごとに、製品単位当たりの直接作業の標準時間と標準賃率とを定め、両者を乗じて算定する。
- ② 標準直接作業時間については、製品の生産に必要な作業の種類別、使用機械工具、作業の方法および順序、各作業に従事する労働の等級等を定め、作業研究、時間研究その他経営の実情に応ずる科学的、統計的調査により製品単位当たりの各区分作業の標準時間を定める。標準時間は、通常生ずると認められる程度の疲労、身体的必要、手待等の時間的余裕を含む。
- ③ 標準賃率は、毎会計年度の初めに当該期間における製造部門の直接労務費の予算額をそれぞれの生産能力時間で除して算定する。

(3) 設備費の算定

設備費の算定は、標準直接労務費の算定に準ずる。

(4) 外注加工費の算定

- ① 外注加工費は、部品の種類ごとに製品単位あたりの製品加工の数量単位と標準価格とを定め、両者を乗じて算出する。
- ② 外注加工費の標準消費額は、製品の生産に必要な各種素材、部品等の種類、加工の方法および順序を定め、製品単位あたりの外注加工費の標準消費額を定める。
- ③ 外注加工費の標準価格は、外注への実支払額、委託加工の契約価格を基礎とし、将来における価格変動の予想を考慮して算定する。

(5) 製造間接費の算定

製造間接費の算定は、以下のとおりとする。

- ④ 製造部門に配賦する製造間接費は、製品単位あたりの標準作業時間及び標準稼働時間と標準製造間接費率を製造部門ごとに定め、両者を乗じて算定する。
製造部門に配賦しない標準製造間接費は、製品単位あたりの標準直接材料費、標準直接労務費、標準設備費および標準外注加工費と標準製造間接費率を製品ごとに定め、両者を乗じて算定する。
- ⑤ 製造部門に配賦する標準製造間接費率は、毎会計年度の初めに当該期間における補助部門ごとの製造間接費の予算額を製造部門の直接作業に従事する者あるいは設備の生産能力時間で除して算定する。
製造部門に配賦しない標準製造間接費率は、毎会計年度の初めに当該期間における補助部門ごとの製造間接費の予算額を事業部別ないし製品群別に適切な配賦基準で配賦した額を当該期間で計画されたすべての製品の標準直接材料費、標準直接労務費、標準設備費および標準外注加工費の予算額で除して算定する。

第42条 (実績原価の計算時期)

実績原価の計算は、原則として製造指図完了時点におこなう。

第43条（実績原価の算定）

実績原価は、製造指図書別に直接材料費、直接労務費、設備費、外注加工費および製造間接費に分類し算定する。

（1）直接材料費および外注加工費

直接材料費および外注加工費は、実際消費量に標準価格を乗じて算定する。

（2）直接労務費および設備費

直接労務費は、実際直接作業時間に標準賃率を乗じて算定する。

（3）製造部門に配賦する製造間接費は、製造部門の実際直接作業時間に標準製造間接費率を乗じて算定する。

（4）製造部門に配賦しない製造間接費は、実績直接材料費、実績直接労務費、実績設備費および実績外注加工費に標準製造間接費率を乗じて算定する。

第44条（実際原価の計算時期）

実際原価の計算は、原則として毎会計月終了時点におこなう。

第45条（実際原価の算定）

実際原価は、製造指図書別に直接材料費、労務費、設備費、外注加工費および製造間接費に分類し算定する。

（1）直接材料費の算定

① 直接材料費は、実際消費量に実際価格を乗じて算定する。

② 実際価格は、製造指図書別に特定できない場合には、月別総平均法によって算定する。

（2）直接労務費の算定

④ 直接労務費は、実際直接作業時間に実際賃率を乗じて算定する。

⑤ 実際賃率は、当該月における直接労務費の実際発生額を製造部門の実際直接作業時間の合計で除して算定する。

（3）設備費の算定

設備費の算定は、直接労務費の算定に準ずる。

（4）外注加工費の算定

外注加工費の算定は、直接材料費の算定に準ずる。

（5）製造間接費の算定

製造間接費の算定は、以下のとおりとする。

⑥ 製造部門に配賦する製造間接費は、製造部門の実際直接作業時間に実際製造間接費率を乗じて算定する。

製造部門に配賦しない製造間接費は、実際直接材料費、実際直接労務費、実際設備費および実際外注加工費に実際製造間接費率を乗じて算定する。

⑦ 製造部門に配賦する製造間接費率は、当該月における製造間接費の実際発生額を当該月の製造部門の実際直接作業時間の合計で除して算定する。

製造部門に配賦しない製造間接費率は、当該月における製造間接費の実際発生額を当該月で製造した製品の実際直接材料費、実際直接労務費、実際設備費および実際外注加工費の合計額で除して算定する。

第46条（製造原価の締切）

生産の完了報告または、製品倉庫への入庫等をもって当該作業指示書はこれを締め切り、原価を製品勘定その他へ振替える。

2. 製品勘定その他へ振返える原価は、標準原価を使用する。

第5章 原価差異の算定および分析

第47条（原価差異の算定）

本規程において、直接材料費、外注加工費、労務費、設備費、製造間接費の原価差異は以下のとおりとする。

（1）直接材料費

⑧ 材料受入価格差異

材料受入価格差異とは、材料の受入価格を標準価格でもって計算することによって生じる実際購入価格との差額をいう。

⑨ 材料投入数量差異

材料投入数量差異とは、材料の投入金額を標準金額でもって計算することによって生じる実際投入金額との差額をいう。

（2）外注加工費

⑩ 外注加工費の受入価格差異

外注加工費の受入差異とは、外注加工の受入価格を標準価格でもって計算することによって生じる実際購入価格との差額をいう。

（3）労務費

⑪ 作業時間差異

作業時間差異とは、労務費の投入を標準作業時間に標準賃率を乗じて計算した金額と実際作業時間に標準賃率を乗じて計算した金額との差額をいう。

⑫ 予算差異

予算差異とは、標準賃率を利用して集計した労務費の投入額と実際に発生した労務費との差額をいう。

⑬ 予算操業度差異

予算操業度差異とは、操業度を生産能力時間で計算することによって生じる負荷能力時間との差に標準賃率を乗じたものをいう。

⑭ 実際操業度差異

実際操業度差異とは、操業度を負荷能力時間で計算することによって生じる実

際作業時間との差に標準賃率を乗じたものをいう。

(4) 設備費

⑮ 能率差異

能率差異とは、設備費の投入を標準作業時間に標準賃率を乗じて計算した金額と、実際作業時間に標準賃率を乗じて計算した金額との差額をいう。

⑯ 予算差異

予算差異とは、標準賃率を利用して集計した設備費の投入額と実際に発生した設備費との差額をいう。

⑰ 予算操業度差異

予算操業度差異とは、操業度を生産能力時間で計算することによって生じる負荷能力時間との差に標準賃率を乗じたものをいう。

⑱ 実際操業度差異

実際操業度差異とは、操業度を負荷能力時間で計算することによって生じる実際作業時間との差に標準賃率を乗じたものをいう。

(5) 製造間接費

⑲ 能率差異

能率差異とは、製造間接費の投入を予定工数に製造間接費率を乗じて計算した金額と実際作業時間に製造間接費率を乗じて計算した金額との差額をいう。

⑳ 予算差異

予算差異とは、製造間接費率を利用して集計した製造間接費の投入額と実際に発生した製造間接費との差額をいう。

21 予算操業度差異

予算操業度差異とは、操業度を生産能力時間で計算することによって生じる負荷能力時間との差に製造間接費率を乗じたものをいう。

22 実際操業度差異

実際操業度差異とは、操業度を負荷能力時間で計算することによって生じる実際作業時間との差に製造間接費率を乗じたものをいう。

第48条 (原価差異の分析)

原価差異は、その差額の原因を予算、操業度および能率等の関連において適切に分析し、作業改善および原価低減の促進に活用するとともに、標準原価の改訂の際の情報としても役立てなければならない。

第6章 原価差異の会計処理

第49条 (原価差異の会計処理)

原価差異の処理は、以下のとおりとする。

- (1) 原価差異は、材料受入価格差異を除き、原則として当年度の売上原価に賦課する。
- (2) 材料受入価格差異は、当年度の材料の払出高と期末在高に配賦する。この場合、材料の期末在高については、材料の適当な種類群別に配賦する。
- (3) 予定価格等が不適当なため、比較的多額の原価差異が生ずる場合、直接材料費、直接労務費、設備費、外注加工費、直接経費および製造間接費に関する原価差異の処理は、以下のとおりとする。
 - ① 当年度の売上原価と期末におけるたな卸資産に科目別に配賦する。
 - ② 当年度の売上原価と期末におけるたな卸資産に指図書別に配賦する。
- (4) 数量差異、作業時間差異、能率差異等であって異常な状態に基づく認められるものは、これを非原価項目として処理する。

第7章 販売費および一般管理費の計算

第50条（販売費及び一般管理費の分類）

販売費及び一般管理費は原則として形態別分類を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じ機能別分類を加味して分類する。

第51条（販売費及び一般管理費の計算）

販売費及び一般管理費は、原価計算期間の実際発生額を計算する。その計算は製造原価の費目別計算に準ずる。

第8章 総原価の計算

第52条（総原価の集計）

総原価を計算する場合は、製造原価に販売費及び一般管理費を加えて算出する。

第53条（販売費及び一般管理費の配賦と計算）

販売費及び一般管理費は、原価要素別にまたはその性質に基づいて分類された原価要素群別に、もしくは一括して、適切な配賦基準によって製品別あるいは製造指図書別に配賦する。

第9章 非原価項目

第54条（非原価項目）

原価に参入しない項目は、以下のものとする。

- (1) 生産活動に関連しない費用等
 - ① 未稼働の固定資産にかかる減価償却費、租税公課等の費用
 - ② 長期にわたって休止している設備にかかる減価償却費、租税公課等の費用
- (2) 異常な状態を原因とする価値の減少

- ① 異常な仕損じ、棚卸減耗損等
- ② 火災、震災、風水害、盗難等の偶発的な事故による損失
- ③ 突発的な要因による非経常的な陳腐化によって固定資産に著しい原価が生じた場合の臨時償却費
- ④ 固定資産売却損及び除却損

第10章 原価計算資料

第55条（原価計算資料）

原価計算責任者は月次で以下の書類を取りまとめ、総括管理する。

- (1) 製品別・製造指図書別原価計算書
- (2) 部門別経費予算実績対比表
- (3) 原価差異報告書

附則

第56条（施行）

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。